

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
7月26日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一
区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(漁政課)……………二
定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等(漁政課)……………三
公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………四
人委規則

山口県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則……………五
労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者……………五

山口県告示第四百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十六日

山口県知事 二井 関 成



氏名又は名称	住所又は主たる事務所	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
有限会社下山	宇部市大字東岐波四〇五の五	あさがおケアステーション	宇部市則貞二丁目五番三五号	訪問介護	平成一七、四、三〇
"	"	あさがおケアサービス	大字西岐波三八五三の二	通所介護	"
山口県	山口市滝町一番一号	特別養護老人ホーム山口県貴船園	下関市貴船町三丁目四番一	短期入所生活介護	"

居宅介護支援事業者名称	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業者名称	居宅介護支援事業所所在地	廃止年月日
有限会社渡辺薬	岩国市今津町四丁目三番一号	有限会社渡辺薬	岩国市今津町四丁目三番一号	平成一七、三、三一

山口県告示第四百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月二十六日

居宅介護事業者氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
サンデンケアサービス株式会社	下関市幡生宮の下町五番二九号	サンデン訪問介護サービス	下関市幡生宮の下町五番二九号	訪問介護	平成一五、一、一
有限会社さくら	大字中村六七四の二	訪問介護さくら	大字中村六七四の二	訪問介護	平成一七、四、一
有限会社下山	宇部市大字東岐波四〇五の五	あさがおケアステーション	宇部市大字東岐波四〇五の五	訪問介護	平成一七、五、一

山口県知事 二井 関 成

有限会社愛の	防府市大字佐野一三二五の	有限会社愛の	防府市大字佐野一三二五の	有限会社あ	岩国市大字通津三六三四の	有限会社渡辺	今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺	岩国市今津町四丁目三番二
里	野一三二五の	里	野一三二五の	あ	津三六三四の	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二
有限会社愛の	防府市大字佐野一三二五の	有限会社愛の	防府市大字佐野一三二五の	あ	津三六三四の	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二
里	野一三二五の	里	野一三二五の	あ	津三六三四の	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二	薬局	今津町四丁目三番二

山口県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	所在地	指定年月日
有限会社ゴールデン・エイジ・サービス	ゴールデンエイジ居宅介護支援事業所	下関市武久町一丁目三九番六号	平成一七、四、一
有限会社さくら	居宅介護支援さくら	字中村六七四の二	平成一七、六、二
サンデンケアサービス株式会社	サンデン居宅介護支援センター	下関市武久町一丁目五番二九号	平成一七、一、一
有限会社ナック	たんぼぼ居宅介護支援センター	町四番一〇号	平成一七、六、二
社会福祉法人萩社会福祉事業団	指定居宅介護支援事業所つたたね	萩市大字上田万六〇の二	平成一七、六、二

山口県告示第四百十四号

漁業法（昭和二十四年法律第一二六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

- 一 免許の内容たるべき事項
 - (一) 公示番号 区第三千四号
 - (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第二種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あわび養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置
 - 下関市彦島西山町三丁目中鼻地先
 - (四) 漁場の区域
 - 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 山口県知事 二井 関 成

基点A 下関市彦島西山町三丁目獅子ヶ口北東端に設置した標識
 B " " 丸山西端に設置した標識(北緯三三度五六分
 五一・六秒東経一三〇度五二分三六秒)

(五) 地元地区
 下関市彦島西山町二丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町

(一) 公示番号 区第二百八十九号
 (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置
 大島郡周防大島町大字和田地先
 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 点の位置

- 基点A 大島郡周防大島町大字和田田一号防波堤突端に設置した標識
- 点イ Aから一八一度四六〇メートルの点
- ロ Aから一八三度三三〇メートルの点
- ハ Aから二〇度四二〇メートルの点
- ニ Aから二〇九度五四〇メートルの点

(五) 地元地区
 大島郡周防大島町大字和田

二 免許予定日
 平成十七年十一月一日

三 漁業権存続期間
 平成十七年十一月一日から平成二十年八月三十一日まで(区第三千四号にあっては、平成十七年十一月一日から平成二十五年八月三十一日まで)

四 免許申請期間
 平成十七年七月二十六日から同年九月三十日まで
 漁場図閲覧場所
 山口県水産部漁政課

山口県下関水産振興局及び山口県柳井水産事務所
 山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

山口県告示第四百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成十七年七月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 免許の内容たるべき事項
 (一) 公示番号 定第九号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 定置漁業
- 2 漁業の名称 雑魚定置漁業
- 3 漁業の時期 八月一日から翌年七月三十一日まで

(三) 漁場の位置
 萩市三見鯖島地先
 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに次のハ、ニ、ホ、ヘ、ハの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 点の位置

- 基点A 萩市三見鯖島馬ヶ瀬頂上
- B " " 鯖島ビシャゴ瀬頂上
- C " " 鯖島平瀬頂上
- 点イ Aから八五度六〇〇メートルの点
- ロ Bから七〇度五〇〇メートルの点
- ハ Cから一四九度四〇〇メートルの点
- ニ Aから一六〇度一、〇〇〇メートルの点
- ホ Aから一五八度一、〇〇〇メートルの点
- ヘ Cから一四四度四〇〇メートルの点

(五) 地元地区
 萩市三見

(六) 制限又は条件

(四)の八、二、ホ、へ、ハの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の垣網の敷設期間は、十月一日から翌年三月三十一日までとし、上面は、最大大潮時において水面下三メートル以上にしなければならない。

二 免許予定日

平成十七年十一月一日

三 漁業権存続期間

平成十七年十一月一日から平成二十年八月三十一日まで

四 免許申請期間

平成十七年七月二十六日から同年九月三十日まで

五 漁場図閲覧場所

山口県水産部漁政課

山口県萩水産事務所

山口県日本海海区漁業調整委員会事務局



(四二一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年七月二十六日から同年十一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 吉南ショッピングセンター

所在地 吉敷郡小郡町大字上郷一五八〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

山口アートのック工業株 吉敷郡小郡町大字上郷一五八九 熊野 清一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

株式会社セリア

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月二十六日から同年十一月二十八日まで、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十六日
 山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 吉南ショッピングセンター
 所在地 吉敷郡小郡町大字上郷一五八〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 山口アートのツク工業株 吉敷郡小郡町大字上郷一五八九 熊野 清一
 式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社マリン	午前一〇時	午前九時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"	午後八時	午後一〇時

- 四 届出年月日
 平成十七年七月八日
- 五 変更年月日
 平成十七年七月十五日



山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十七号

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
 山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
 別表保健師・助産師採用試験の成績の項の次に次のように加える。

診療放射線技師採用試験の成績	合格発表の日から一年	人事委員会事務局
臨床検査技師採用試験の成績	合格発表の日から一年	人事委員会事務局

附則
 この規則は、公布の日から施行する。



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成十七年七月十四日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成十七年七月二十六日

山口県労働委員会会長 加藤 政男

氏 名 略 歴

- 加藤 政男 山口県労働委員会公益委員
山口県労働協会理事長
- 柳澤 旭 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授
- 大田 明登 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 北本 時枝 山口県労働委員会公益委員
税理士
- 中坪 清 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 大塚 健二 山口県労働委員会労働者委員
マツタ労働組合副執行委員長

菅野 能久	藤井 俊照	齊藤 憲平	家根内健二	川尻 博之	中田 士朗	井上 徹	吉木 英一	須之内良夫	阿部 哲男	中山 修身	小谷 典子	山中 直之	山田 義裕	大谷 憲史	猪塚 一夫	浅野 正之	山田 正人	長嶺 平治	中野 威	杉本 郁夫	
山口県西部労政事務所長	山口県東部労政事務所長	山口県商工労働部労政課長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局長	山口県労働委員会使用者委員	前山口県労働委員会使用者委員	前山口県労働委員会使用者委員	前山口県労働委員会使用者委員	前山口県労働委員会使用者委員	前山口県労働委員会公益委員	前山口県労働委員会公益委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県経営者協会専務理事	宇部鉄工業協同組合理事長	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員	山口県労働委員会使用者委員

平成十七年七月二十六日印刷
平成十七年七月二十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)